

資料 5

新型コロナウイルス感染症への対応 等について

令和6(2024)年3月 障害福祉サービス等事業者説明会

栃木県保健福祉部障害福祉課

このページは空白です

新型コロナウイルス感染症への対応等について

令和6(2024)年3月 栃木県障害福祉課

目次

1 感染対策に関する情報提供について

令和6年度報酬改定関係（暫定版）

2 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化について

3 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上について

※2,3については令和6年2月6日に公開された「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」(障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)を元に作成しているため、今後変更が生じる可能性があります。

1 感染対策に関する情報提供について

国及び県ではホームページにて感染対策に関する情報提供を行っています。
各事業者におかれましては、下記ホームページ等を確認いただき、適切に対応いただくようお願いします。

	ホームページ	掲載内容
厚生労働省	感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html	①障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル ②障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等 ③障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き
栃木県	高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/covid-sisetu.html	①過去に実施した感染対策に関する研修会の講演動画 ②高齢者施設等における基本的な感染対策に関する動画集
	障害者施設における新型コロナウイルスへの対応について http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/2020coronavirs.html	過去に発出された事務連絡

2 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化について

令和6年度報酬改定により、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算となります。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対しては経過措置を設けることとされています。

	減算の内容及び対象	要件
【新設】 業務継続計画 未策定減算 ※全サービスが 対象	・所定単位数の 3% または 1% を減算 ※サービスによって減算率が異なる	以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

3 障害者支援施設等における 医療機関との連携強化・感染症対応力の向上について

令和6年度報酬改定により、感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は以下の内容が義務づけられます。（一部は努力義務）

	改正の対象となるサービス	改正内容
【新設】 運営基準	<ul style="list-style-type: none">・施設入所支援・共同生活援助・福祉型障害児入所施設	<p>①指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</p> <p>②指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>

3 障害者支援施設等における 医療機関との連携強化・感染症対応力の向上について

令和6年度報酬改定により、感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、また医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する加算が新設されます。

	単位数	要件
【新設】 障害者支援施設 等感染対策向上 加算	(Ⅰ) 10 単位/月	<p>以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算。</p> <p>(1)第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。</p> <p>(2)協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。</p>
※対象サービス ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・福祉型障害児入所施設	(Ⅱ) 5 単位/月	<p>医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。</p>

3 障害者支援施設等における 医療機関との連携強化・感染症対応力の向上について

令和6年度報酬改定により、障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し評価する加算が新設されます。

	単位数	要件
【新設】 新興感染症等 施設療養加算 ※対象サービス ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・福祉型障害児入所施設	240 単位/日	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。 ※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定することとされています。